平成２８年（フ）第７号
島根県益田市中吉田町634番地４、前住所島根県益田市中須町293番地
破産者　岩本　祐次
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第６０号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西五番越１番地　町営住宅中喜来団地133号室
破産者　平川　真紀
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４５号
北九州市八幡西区浅川日の峯２丁目12番18号
破産者　藤木千鶴子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１９１号
北九州市八幡西区紅梅２丁目２番15―301号
破産者　南　　興子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６号
大分県中津市大字上宮永163番地　ユニゾンＥ　Ｅ号棟　204号室、開始決定時の住所大分県中津市大字東浜91番地13
破産者　伊藤　広明
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０９号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1716番地（開始決定時の住所　鹿児島県肝属郡錦江町神川3498番地イ号）
破産者　**栫**元　幸夫
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
北海道千歳市桂木１丁目５番６号　医療法人資生会千歳病院内、（開始決定時の住所）北海道苫小牧市字植苗52番地の２　植苗病院内、住民票上の住所北海道苫小牧市川沿町６丁目３番９号
破産者　桜原　弘貴
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１９３号
岩手県滝沢市鵜飼細谷地101番地25　ＴＫプラザ101号、開始決定時の住所岩手県滝沢市鵜飼鬼越25番地22
破産者　主濱　　学
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５８８号
宮城県名取市杜せきのした１丁目８番地の３　Ｒｅ・ＥＡＲＴＨの杜はな303号、従前の住所仙台市若林区霞目２丁目31番５号
破産者　岩渕　武之
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
仙台市太白区八木山弥生町21番34号　フレッシュハイツ弥生Ｃ―103、従前の住所仙台市若林区荒井字初田１番地の２　アスティオン荒井105
破産者　高橋　光春
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
仙台市青葉区中山８丁目14番４―105号
破産者　久保健一郎
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第７７号
福島県郡山市亀田２丁目10番９号、申立て時の住所福島県郡山市希望ヶ丘29番３号　市営住宅２―15―46
破産者　上遠野之夫
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
茨城県那珂市後台2959番地12、旧住所埼玉県越谷市北越谷３丁目22番２号
破産者　高橋　勇一
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市外野１丁目20番18―103号　ケイセイグランドハイツそとの、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡2655番地33
破産者　淺岡　　博
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
秋田県潟上市天王字北野339番地９、前住所秋田県潟上市天王字追分西95番地25
破産者　畠山　烈子
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３９号
静岡市駿河区中島542番地
破産者　興津　政明
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０５号
愛知県丹羽郡大口町上小口３丁目３番地１　シェリール203号
破産者　平野　直史
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２号
愛知県蒲郡市西浦町下地20番地２
破産者　牧原　勇司
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部